通知預金

令和4年4月1日現在

	令和 4 年 4 月 1 日現在
商品名	通知預金
販 売 対 象	法人、個人、地公体、権利能力なき社団・財団 等
期間	期間の定めはありません。 ただし、預入日から7日間の据置期間が必要です。
預 入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 (4) 付利単位	・一括預入 ・10,000 円以上 ・1 円単位 ・1,000 円
払 戻 方 法	随時解約(一括払戻し)できます。 ただし、解約する日の2日前までに通知が必要です。
利 息 (1) 適用金利 (2) 利払方法	・変動金利 ・毎日の店頭表示の利率を適用します。 ・解約時(払戻時)に一括して支払います。
(3) 計算方法	・付利単位を 1,000 円とし、1 年 365 日とする日割計算
税金	2013年(平成25年)1月1日から2037年12月31日までの25年間、所得税に復興特別所得税が追加され、20.315% (国税15.315%、地方税5%)が課税されます。 (ただし、マル優を利用の場合は除きます。)
手 数 料	手数料は不要です。
付加できる特約事項	個人のものはマル優の取扱いができます。
中途解約時の取 扱 い	据置期間内に解約する場合は、解約日における普通預金利率により計算した利息とともに 支払います。
金利情報の入手 方 法	金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
苦情処理措置 。 紛争解決措置	<苦情処理措置> 本商品の苦情等は、営業日に、お取引のある店舗又はお客様相談窓口(9 時~17 時、電話:0765-24-1916)までお申し出ください。 <紛争解決措置>
	富山県弁護士会(電話:076-421-4811)、金沢弁護士会(電話:076-221-0242)、福井弁護士会(電話:0776-23-5255)、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、営業時間(9時~17時)に、当金庫お客様相談窓口又は全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)までお申し出ください。
その他参考となる事項	預金保険制度の付保対象預金であり、預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、決済性預金を除く預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されますが、全額保護の対象ではありません)